

後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

網掛け部分が
変更になります。

■保険料の計算方法(令和3年度)

個人所得課税の見直しにより基礎控除額が33万円から43万円になったことに伴い、下記のように変更になります。保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。正式な保険料のお知らせは6月中旬にお送りします

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 ※100円未満切捨
------------------------------	---	---	---	-----------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
 ※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
 ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■均等割の軽減割合が見直しされました

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 ・給与等の収入金額が55万円を超える方
 ・公的年金の収入金額が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える方

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601 / 保険医療課 Tel.28-8018

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

■対象者

- (1) 雇用保険の特定受給資格者
倒産・解雇などの理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた方
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者
期間の定めがある労働契約が更新されなかった方、そのほかやむを得ない理由により離職した方
- ※上記に該当しても、65歳以上の離職者および特例受給資格者（季節雇用などの方）は対象外となります。ただし、災害や大幅な所得減少などの理由で国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により減額や免除を受けられることがありますので、詳しくはご相談ください。

■対象期間

離職した翌日から翌年度末まで（最長2年間）が保険税の軽減の対象となります。
 例) 離職日 令和2年3月31日～令和3年3月30日⇒令和3年度末（令和4年3月31日）まで
 離職日 令和3年3月31日～令和4年3月30日⇒令和4年度末（令和5年3月31日）まで
 離職の翌日から翌年度末までの期間は、前年の給与所得をその30/100とみなして計算します。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退した時点で終了となります。
 軽減を受けるには申告が必要です。申告書は保険医療課(市役所1階)5番窓口でお渡しするほか、市公式ホームページ→申請書ダウンロード→保険医療課→「非自発的失業者に対する保険税の軽減制度」からダウンロードすることもできます。提出の際には必ず「雇用保険受給資格者証」をお持ちください。
 ※申請が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016